
QA62 県民健康調査「健康診査」のお知らせが、家族の中で届く人と届かない人がいるのはなぜですか

健康診査は、対象となる皆様にもれなく受診いただくため、年間で複数の受診機会を設けており、それぞれの受診機会は実施時期がずれています。年間の早い段階で受診いただいた方は、受診済みとして、その後予定している健診のご案内はお届けしていませんことから、このようなことがあるものと思われます（下記の3-1を受診済みの方は、同じ年度内の3-2や3-3のご案内はお送りしません）。ご心配な方は福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センターにご相談ください。

■「健康診査」の対象となる方

平成23年時に警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に指定された市町村及び特定避難勧奨地点の属する区域※に住民登録があった住民並びに基本調査の結果必要と認められた方々です。

※：避難区域等＝田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の全域、及び伊達市の一部（特定避難勧奨地点の属する区域）

1. これらの方のうち15歳以下の方

現在、県外にお住まいの方も含めて、県内外の指定医療機関で小児健診を受診いただけます。

2. これらの方のうち16歳以上の方で県外に居住されている方

県外の指定医療機関で受診いただけます。

3. これらの方のうち16歳以上の方で県内に居住されている方

3つの方法があります。

3-1. 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村が実施する特定健診、総合健診に県民健康調査で追加された検査項目を上乗せして実施

3-2. 放射線医学県民健康管理センターが実施する集団健診

3-3. 県内の指定医療機関で実施する個別健診

出典：福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センターウェブサイトより作成

出典の公開日：2015年3月31日

本資料への収録日：2015年3月31日